

監査報告書

学校法人だいもん学園

理事会・評議員会 御中

私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条の規定により、令和6年
度学校法人だいもん学園の業務及び財産の状況について、理事長から学園運営の報
告、重要書類の閲覧、会計監査人からの報告説明を受け、事業報告書及び計算書類
等を調査しました結果、同学園の業務及び財産の状況に関して不正行為又は法令若しく
は寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人だいもん学
園の令和7年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度を適正
に表示しているものと認めます。

令和 7 年 5 月 27 日

学校法人だいもん学園

監事 大門 清一

(注) 監事大門清一は私立学校法第38条第5項に定める外部監事であります。